

## 医会設立当時の静岡県医師人名簿

土屋 重 朗

静岡県で医師の住所氏名が、全県的な規模で発表されたのは、明治二十五年発行の「静岡県医師名簿」が最初である。

この医師名簿は、静岡県連合医会の会員名簿として印刷されたものであるが、発行年月の記載はない。しかし県内医師の死亡・転出その他の動向より、明治二十五年四月現在の医師を対象として作製されたものと考えられる。

明治二十四年四月、県知事より郡市役所および町村役場へ「医会準則」を交付し、これに準じて、およそ郡市を単位として、同年六月までに、医会を設立すべき旨を傳達した。

「医会準則」は第一条目的で

一、医風ヲ改良シ医術ノ進歩ヲ計ル事

一、医師業務上ニ関スル事件ヲ協議スル事

一、伝染病及地方病ノ原因ヲ探究シ之レカ予防法ヲ講究スル事

一、地方衛生上ノ利害得失ヲ講究シソノ改良進歩ヲ計ル事の四項をしめしており、また第三条では、「管内ニ居住スル医師ハ総テ医会ニ加入スヘキモノトス」と規定されている。

県内では、この準則にしたがつて、十五の医会が設立された。ついで二十四年十月、その連合組織として、静岡県連合医会が結成され、会長以下の役員選出、連合医会規則等の審議が行われた。

さらに翌二十五年三月、臨時総会が開催され、この時会員名簿を作製することを議決したと考えられる。また翌二十六年静岡県連合医会は、全国的組織として設立された大日本医会へ加入した。

ところで県内の十五医会の会員総数は、六五六名（二医会に加入している者の一名分を差引くと実数は六四五名）。この会員数は「静岡県衛生第十三次年報（明治二十五年）」に記載の医師数七五九名より一〇三名少ない。

医会準則には管内の医師はすべて医会に加入すべきもの

と定められているが、実際には未加入の者もいたらしい。一方「衛生年報」も一部前年死亡者の抹消が行われず算出したと思われるような、杜撰な点が推定される。このようなたために、医師数に開きがでたと思われる。

つぎに、当時の医師の資格取得の種別をみると、従来開業医、内務省免許医、奉職履歴医、相続医、限地開業医、指定並びに官立医学学校卒業医、大学卒業医等であった。静岡県衛生年報（明治二十五年）によると、七五九名中、卒業九〇（一一・八％）、試験二〇一（二六・五％）、奉職履歴医五四（七・一％）、従来開業三六七（四八・四％）、相続三八（五％）、限地開業九（一・二％）となっている。このうち「卒業」とは、文部省指定医学学校・官立医学学校・大学の各卒業者で無試験で医師開業免状が授与された。

前記「卒業」者が静岡県に正確にどれだけいたか、またその氏名と出身学校を調べるため、「医師名簿」と、東大、千葉大、東北大、岡山大、金沢大、長崎大、京都府医大、大阪大、名古屋大の各医学部の同窓会名簿、および本誌二三卷一号酒井・鈴木資料、同二七卷四号小関資料等と氏名を照合してみた。その結果医師名簿中の「卒業」者は七一

名で、全体の一一％に相当した（衛生年報では一一・八％）。うち東大系卒十名、東大医学別課卒四三名であった。

つぎに、医師名簿には各医学会毎に、会長・副会長・幹事の役職が住所氏名の上に付してあるので、その人達について検討した結果、会長は東大系（東京医学学校・東京大学医学部・帝国大学医科大学）が多く、副会長、幹事は東大医学別課出身者が断然多い。

以上のように、医師名簿より正規の医学学校卒業者を把握することによって、明治初期から中期にかけて、西洋医学特にドイツ医学の地方への伝播の状況の一端をうかがい知ることができる。

なお、医師名簿には、幕末、維新の著明な蘭学塾等の出身者の名前も散見する。

（清水市 開業）